

「指定認知症対応型共同生活介護」

「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」

グループホーム里山

重要事項説明書

社会福祉法人 砥部寿会



## 重要事項説明書

今回ご利用いただくサービス

<input type="checkbox"/>	指定認知症対応型共同生活介護
<input type="checkbox"/>	指定介護予防認知症対応型共同生活介護

当事業所は松山市による介護保険の指定を受けています。

介護保険事業所番号：3890101342

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えている指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以後「認知症対応型共同生活介護」という）について、利用契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をして下さい。

### 1 事業主体

事業主体	社会福祉法人 砥部寿会
代表者	理事長 菅原 哲雄
法人所在地	〒791-2132 愛媛県伊予郡砥部町大南 2267 番地
電話・FAX	電話 089-962-7820 FAX 089-962-7822
設立年月日	平成6年3月24日

### 2 事業所の概要

事業所の種類	指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護
事業所の目的	本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行なうことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とします。
事業所の名称	グループホーム里山
事業所所在地	愛媛県松山市鷹子町乙 402-9
電話番号	089-976-2681
管理者氏名	竹田 友和
開設年月	平成28年4月1日

登録定員	利用定員 1 ユニット定員 9 名の 2 ユニット 合計定員 18 名																																				
事業の方針	<p>利用者一人ひとりの認知症状の進行の緩和や悪化の防止、尊厳及び人権を尊重したサービス提供に資することを目標とし、利用者ごとにその心身の状態、生活環境上の状況に応じた懇切で丁寧な説明とニーズに叶うような具体的で密度の高い援助を計画的に提供し、それぞれが生活者として役割を持って、慣れ親しんだ松山市で日常生活が継続できるよう誠心誠意の生活支援を行うことを目標とする。</p> <p>そして、松山市で暮らす利用者の方々が、住み慣れた地域で暮らせるための介護サービス拠点、さらには、地域に暮らす利用者を通じて地域全体が共に助け合い、支え合う共生の仕組みづくりのための活動拠点としての充実を図ることによって、松山市民の方々の生活環境の多様性の強化と、生活の質の豊かさの向上を目的に「共に支え合う」を掲げ、もって地域福祉の発展に寄与することを基本方針とする。</p>																																				
居室等の概要	<p>当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。</p> <p>(1 F)</p> <table border="1"> <tr> <td>食堂・和室</td> <td>1 室</td> <td>25.27 m<sup>2</sup></td> <td>浴室</td> <td>1 室</td> <td>4.18 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>居室</td> <td>9 室</td> <td>9.93 m<sup>2</sup></td> <td>脱衣所</td> <td>1 室</td> <td>6.27 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>トイレ</td> <td>2 室</td> <td>3.95 m<sup>2</sup></td> <td>ベランダ</td> <td>1 面</td> <td>10.92 m<sup>2</sup></td> </tr> </table> <p>(2 F)</p> <table border="1"> <tr> <td>食堂・和室</td> <td>1 室</td> <td>25.27 m<sup>2</sup></td> <td>浴室</td> <td>1 室</td> <td>4.18 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>居室</td> <td>9 室</td> <td>9.93 m<sup>2</sup></td> <td>脱衣所</td> <td>1 室</td> <td>6.27 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>トイレ</td> <td>2 室</td> <td>3.95 m<sup>2</sup></td> <td>ベランダ</td> <td>1 面</td> <td>10.92 m<sup>2</sup></td> </tr> </table> <p>※居室は各室に電動ベッド、エアコン、洋タンスを備えています。  ※居室内法・・・9.09 m<sup>2</sup></p>	食堂・和室	1 室	25.27 m <sup>2</sup>	浴室	1 室	4.18 m <sup>2</sup>	居室	9 室	9.93 m <sup>2</sup>	脱衣所	1 室	6.27 m <sup>2</sup>	トイレ	2 室	3.95 m <sup>2</sup>	ベランダ	1 面	10.92 m <sup>2</sup>	食堂・和室	1 室	25.27 m <sup>2</sup>	浴室	1 室	4.18 m <sup>2</sup>	居室	9 室	9.93 m <sup>2</sup>	脱衣所	1 室	6.27 m <sup>2</sup>	トイレ	2 室	3.95 m <sup>2</sup>	ベランダ	1 面	10.92 m <sup>2</sup>
食堂・和室	1 室	25.27 m <sup>2</sup>	浴室	1 室	4.18 m <sup>2</sup>																																
居室	9 室	9.93 m <sup>2</sup>	脱衣所	1 室	6.27 m <sup>2</sup>																																
トイレ	2 室	3.95 m <sup>2</sup>	ベランダ	1 面	10.92 m <sup>2</sup>																																
食堂・和室	1 室	25.27 m <sup>2</sup>	浴室	1 室	4.18 m <sup>2</sup>																																
居室	9 室	9.93 m <sup>2</sup>	脱衣所	1 室	6.27 m <sup>2</sup>																																
トイレ	2 室	3.95 m <sup>2</sup>	ベランダ	1 面	10.92 m <sup>2</sup>																																

### 3 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して認知症対応型共同生活介護の介護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

主な職員の配置状況及び職務の内容	従業者の職種	常勤		非常勤	
		専従	兼務	専従	兼務
	管理者	0	1	0	0
	計画作成担当者	0	1	0	0
	介護従事者	10	2	3	0

●管理者は、従業者の管理、認知症対応型共同生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握及び利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理を行うとともに、従

	<p>業者に対して運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行います。</p> <p>管理者としての責務を果たせる場合には、同一敷地内等の事業所でなくても、同一の事業所によって設置された他の事業所、施設などの管理者又は従業者としての職務に従事することができます。</p> <p>●計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、医療機関等との連絡・調整を行います。</p> <p>●介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行います。</p>								
主な職種 の 勤務体制	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>主な勤務体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者</td> <td>早出 7:30~16:30</td> </tr> <tr> <td>介護支援専門員</td> <td>日勤 8:30~17:30 遅出 10:30~19:30</td> </tr> <tr> <td>介護従事者</td> <td>夜勤 16:30~翌10:00(夜勤専従 17:00~翌9:00) ※日中の活動時間帯 6:00~21:00</td> </tr> </tbody> </table>	職種	主な勤務体制	管理者	早出 7:30~16:30	介護支援専門員	日勤 8:30~17:30 遅出 10:30~19:30	介護従事者	夜勤 16:30~翌10:00(夜勤専従 17:00~翌9:00) ※日中の活動時間帯 6:00~21:00
職種	主な勤務体制								
管理者	早出 7:30~16:30								
介護支援専門員	日勤 8:30~17:30 遅出 10:30~19:30								
介護従事者	夜勤 16:30~翌10:00(夜勤専従 17:00~翌9:00) ※日中の活動時間帯 6:00~21:00								

#### 4 利用にあたっての留意事項

<b>(入居前に関する事項)</b>	
<p>1. 健康診断書の提出をお願いいたします。できれば指定医療機関での健康診断をお勧めします。他の医療機関で行う場合は、当事業所の指定事項に従って行っていただきます。なお、事前に既往歴等の調査に協力をお願いいたします。</p> <p>2. 既往歴等に(特に感染症については)虚偽の申告、作為的な隠蔽があった場合には、入居後でも他の入居者に影響が及ぶと判断されたとき、退居していただく場合もあります。</p>	
<b>(入居時に関する事項)</b>	
<p>1. 事業所の提示する持ち込み可能品については、入居当日までに入居者側にて運び込んでいただきます。</p> <p>2. 入居者の事業所までの移動は、入居者側でお願いします。</p> <p>3. 入居当日は、家族の方にも立会っていただきます。</p>	
<b>(入居後に関する事項)</b>	
食 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食事に関しては、基本的には事業所で用意したものを食べていただきます。家族の方の差し入れは自由ですが、全員が同時に食事をとりますので特別なものは極力さけてください。</li> <li>・ 差し入れをお持ち頂く場合は、食品衛生の観点から従業者までお声かけ下さい。</li> <li>・ 禁忌食物のある場合は、サービスをご利用になる前に必ずお申し出ください。</li> </ul>
通 院 について	<p>家族の方がお連れするのが基本になっておりますが、不可能な場合、介護タクシー等を利用し、従業者が同行致します。</p> <p>その際の医療費及び交通費等は自己負担となります。</p>
入 院 時 の 居室の取り扱い	<p>入院された場合、最長2ヶ月間は居室を維持できますが、居室料をご負担いただきます。入院後1ヶ月を過ぎた時点で、入院施設、入居者及びの家族、当事</p>

	<p>業所の三者で入院期間等についての協議をします。</p> <p>ただし、上記に関わらず別に定める規定（重度化した場合における対応に係る指針）に沿い、利用者又は利用者代理人と事業者の協議の上、居室確保等に合意したときは居室を維持することができます。</p>
看取りについて	看取り希望をされる方は事業所と家族と協議をした上で決定させていただきます。
一時帰宅	外出または外泊される場合は、事前に従業者までお申し出ください。 年末年始は極力帰宅されるように協力をお願い致します。
所持品の持ち込み	高価な貴重品や大金はこちらで管理できません。
ペットの持ち込み	ペットの持ち込みはできません。
設備、備品の使用 器物破損等の場合	事業所内の設備や備品は、本来の用法に従ってご利用ください。本来の用法に反した利用により破損等が生じた場合は、弁償していただく場合があります。
造作・模様替え等 の制限	壁紙の張替え等、居室を無断で改修することはできません。
喫煙	居室内での喫煙はできません。屋外の決められた場所での喫煙をお願いします。
禁 止 事 項	<p>以下の行為があった場合には、退居いただく場合もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の入居者に対しての暴力があった場合</li> <li>・事業所に対して備品等の損壊が頻繁に行われる場合</li> <li>・明らかに本人と認められる金品等の盗難があった場合</li> <li>・自己負担金を支払わない場合</li> <li>・事業所の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害する場合。</li> <li>・他の利用者の不利益となる情報を無断で漏らした場合</li> <li>・指定した場所以外で火気を用いた場合。</li> <li>・宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵す行為があった場合。</li> <li>・騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。また無断で他の利用者の居室に立ち入らないようにしてください。</li> </ul>

## 5 サービスおよび利用料等

### (1) 認知症対応型共同生活介護

#### ①介護保険の給付対象となるサービス

要 支 援	2	749 円/日
要 介 護	1	753 円/日
要 介 護	2	788 円/日
要 介 護	3	812 円/日
要 介 護	4	828 円/日
要 介 護	5	845 円/日

※食事・排泄・入浴(清拭)・着替えの介助等の日常生活上の支援、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談・援助等。前記の内容については包括的に提供され、左記の表による要介護度別に応じて定められた金額(報酬告示により変動有り)となり、負担割合に応じた額が自己負担となります。ただし、加算の対象となる方には所定の額が加算されます

#### ※加算項目

初 期 加 算	30 円/日	入居日から30日間
看 取 り 介 護 加 算 ( 死 亡 月 に 加 算 ) (要介護1以上の入居)	72 円/日 144 円/日 680 円/日 1,280 円/日	死亡日以前31日以上45日以下 死亡日以前4日以上30日以下 死亡日の前日及び前々日 死亡日
医 療 連 携 体 制 加 算 I ハ	37 円/日	要介護1以上の方
医 療 連 携 体 制 加 算 II	5 円/日	医療的ケアが必要な方
口 腔 衛 生 管 理 体 制 加 算	30 円/月	歯科医の指示・助言のもと口腔ケアを行う
サ ー ビ ス 提 供 体 制 強 化 加 算 II	18 円/日	介護職員の総数の介護福祉士の占める割合が60%以上にて
科 学 的 介 護 推 進 体 制 加 算	40 円/月	サービスが適切かつ有効に提供できるよう、心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出する場合
若 年 性 認 知 症 利 用 者 受 入 加 算	120 円/日	64歳以下
入 院 時 費 用	246 円/日	1か月に6日※3か月以内に退院見込みの場合
退 居 時 相 談 援 助 加 算	400 円/回	1回限度
介 護 職 員 等 処 遇 改 善 加 算 I	18.6%/月	合計額の18.6%を乗じた額

②介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

費目	費用	備考
家賃	36,000 円/月	入退居時は日割り計算になります。 1,200 円/日
水道光熱費	14,850 円/月	入退居時は日割り計算になります。 共用部分も含まれています。 495 円/日
敷金	72,000 円/1 回	入居時に、敷金(家賃2カ月分)をお預かりいたします。敷金は、退去時の状況により、居室のクリーニング代、壁紙や床の張替え代、マットレスクリーニング代などの原状回復費を除いた全額を返金します。但し、未払い家賃がある場合は、敷金から差し引いて家賃に充当することがあります。※ 短期利用認知症対応型共同生活介護については、敷金は不要です。
食料費	1,200 円/日	入退居時、外泊等により欠食する場合は減算します。 (朝食 300 円、昼食 500 円、夕食 400 円)
おむつ代	実費	当方で立て替えし翌月に請求いたします。 現品を自己調達する場合は、それを優先して使用するものとして、この場合おむつ代は徴収しません。
日用品	実費	当方で立て替えし翌月に請求いたします。 (商店等での個人での買い物等、日常生活において通常必要となる物品等)
レクリエーション、クラブ活動に係る費用	材料費等の実費	利用者の希望により、教養娯楽としてレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。当方で立て替えし翌月に請求いたします。
理美容代	実費	当方で立て替えし翌月に請求いたします。
医療費等	実費	当方で立て替えし翌月に請求いたします。
複写物の交付		サービス提供に関する記録は、その完結の日から5年間保管します。ご本人様のご利用中のご様子については、計画見直しの際に当事業所からも積極的に記録の開示を行いご報告させていただきます。利用者又は利用者の家族からのご希望に応じた記録の閲覧も可能です。複写の交付は、実費をご負担いただきます。1枚につき 10 円
金銭管理		ご本人様自らの手による金銭管理が困難な場合は、原則は、立替払いとさせていただきますが、立替サービスを希望されない場合は、成年後見制度などの金銭援助サービスの利用をお勧めしています。

居室使用料、水道光熱費、食料費は、認知症対応型共同生活介護の日額料金になります。

その他の費用についても認知症対応型共同生活介護料金表に準じます。

## (2) 利用料金のお支払い方法

利用料等の精算は、1ヶ月に1回、月末締めですので指定の方法により翌月末日までにお支払いください。

### ① 自動引き落とし

ご利用月の翌月20日に指定口座から自動的にお引き落としさせていただきます。

(土日・祝祭日の場合は翌営業日) ※ 郵便局はご利用いただけません。

### ② 口座振込み

金融機関名	支店名・店番		種別	口座番号						
伊予銀行	砥部	118	普通	1	3	0	9	6	2	4
振込先名	社会福祉法人砥部寿会 理事長 菅原哲雄									

※ 振込み手数料が必要になります。振込みに係る手数料は、ご利用者負担となります。

※ 詳細については、金融機関窓口にてご確認ください。

## (3) 請求書・領収書の発行について

〈請求書〉月末締め翌月10日頃に郵送いたします。

〈領収書〉入金確認後に郵送いたします。

## 6 契約の終了

### (契約の終了)

次の各号に該当する場合は、この契約は終了いたします。

①要介護認定更新において、利用者が自立若しくは要支援1と認定された場合

②利用者が死亡した場合

③利用者又は利用者代理人が下欄の内容に基づき本契約の解除を通告し、予告期間が満了した場合

④事業者が下欄の内容に基づき本契約の解除を通告し、予告期間が満了した場合

⑤利用者が病気の治療等その他のため、2カ月以上事業所を離れることが決まり、かつその移転先の受け入れが可能となった場合

ただし、上記に関わらず利用者が入院により事業所を離れる場合でも、別に定める規定(重度化した場合における対応に係る指針)に沿い、利用者又は利用者代理人と事業者の協議の上、居室確保等に合意したときは本契約を継続することができます。

⑥他の介護施設等への入居が確定し、その施設の側で受け入れが可能となった場合。

### (利用者の契約解除)

利用者又は利用者代理人は、事業者に対し、いつでも14日の予告期間をおいてこの契約を解除することができます。

### (事業者の契約解除)

事業者は、利用者又は利用者代理人に対し、次の各号に該当する場合は、適切な予告期間をおいて、この契約を解除することができます。

ただし、事業者は、解除通告を行うに当たっては、次の第2号を除き利用者又は利用者代理人に十分な弁明の機会を設けるものとします。

- ①正当な理由なく利用料その他の支払うべき費用を3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- ②伝染性疾患により、他の入居者の生活または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると医師が認め、かつ本人の退居の必要があるとき。
- ③入居者の行動が他の入居者の生活または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ本人に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと管理者が判断したとき。
- ④入居者または入居者代理人等が、故意に法令その他契約書の条項に重大な違反し、改善の見込みがないとき。

## 7 認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画

介護計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、利用者及び利用者代理人と他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した介護計画を、速やかに作成いたします。</li> <li>・介護計画作成後においても、その実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更をいたします。</li> </ul>
---------	--

## 8 非常災害時の対策

非常災害時の対応方法	従業者は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。その為に非常災害別の計画を作成し、ホーム内に掲示しております。
平常時の訓練等	非常災害に備え、年2回以上の避難通報訓練を実施します。
消防計画等	消防署への届け出日 令和2年10月1日 防火管理者 竹田 友和
防犯防火設備 避難設備等の概要	自動火災報知設備 スプリンクラー 避難口誘導灯 非常照明 消火器 ※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定認知症対応型共同生活介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備を満たしています。
事業継続計画	事業所は、自然災害・感染症のまん延等、あらゆる不測の事態が発生しても事業を継続できるよう計画（BCP）を策定し、研修の実施、訓練を定期的に行います。

## 9 事故発生時及び緊急時の対応方法

<p>事故発生時の対応方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・怪我及び病的急変については、連携医療機関にて対応いたします。その際は家族も連絡いたします。救急車等で運ばれた医療機関での支払いは個人負担となります。</li> <li>・病状等の状況によっては、事業者の判断により救急車による搬送を要請することがあります。</li> <li>・利用者が、事業所内または事業所側の行事での外出、日常生活での散歩、買い物等で事業所外でのサービスの提供を行っている時に、転倒、怪我等の事故が発生した場合、市町村、当該入居者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。</li> </ul> <p>また、事業所で加入している賠償責任保険に該当する場合は、すみやかに損害賠償を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急車の要請をした場合、医療機関受診、治療等行った場合、入院になった場合など、病院へかかった時点で市町村への届出を行います。</li> <li>・事故については、事業所として事故の状況・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。</li> <li>・事業者は、現にサービスの提供を行っているとき、災害が発生した場合は、別に定める防災計画に基づき適切な対応を講じます。</li> </ul>
<p>利用者の病状の急変等の緊急時の対応方法</p>	<p>サービスの提供中に、利用者の体調悪化時や病状の急変等の緊急時には、利用者の主治医又は協力医療機関へ連絡し、必要な措置を速やかに講じます。また、利用者の家族に速やかに連絡させていただきます。</p> <p>病状等の状況によっては、事業者の判断により救急車による搬送を要請することはあります。ただし、看取りや医療連携に関し、別に定める規定（重度化した場合における対応に係る指針）に沿って支援します。</p>

## 10 協力医療機関等

<p>協力医療機関との連携体制の構築</p>	<p>事業所内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、協力医療機関と実効性のある連携体制を構築する。</p> <p>協力医療機関を定めるにあたっては、利用者の病状の急変が生じた場合において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保するとともに、診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保する要件を満たせるようにする。</p> <p>事業所は1年に1回以上、協力医療機関との間で利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出する。</p>
------------------------	---

協力医療機関	クリニック暖	診療科目	外科
	所在地・電話 松山市畑寺3丁目12-30 089-907-8500		
協力医療機関 ( 歯 科 )	たかのご歯科		
	所在地・電話 松山市鷹子町550-10 089-990-8888		
連 携 介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 砥部オレンジ荘		
	所在地・電話 伊予郡砥部町大南2267 089-962-7820		

## 1 1 秘密の保持と個人情報の保護

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業所の従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な利用なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。
従業者に対する秘密の保持について	就業規則にて従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を保持する義務を規定しています。 また、その職を辞した後にも秘密の保持の義務があります。
個人情報の取扱いについて	事業所は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

## 1 2 身体的拘束等について

身体的拘束等の禁止	事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
家族への説明	緊急やむを得ない場合は、あらかじめ利用者の家族に、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束等の時間帯、期間等を、詳細に説明し、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うものとします。
身体的拘束等の記録	身体的拘束等を行う場合には、上記の検討会議録、利用者の家族への説明、経過観察や再検討の結果等を記録します。 ※身体拘束適正化委員会を3か月に1回開催します。

### 1 3 衛生管理

衛生管理について	<p>事業所の設備及び備品等については、消毒等の衛生的な管理に努めています。また、空調設備により適温の確保に努めています。</p> <p>従業員の健康管理を徹底し、従業員の健康状態によっては、利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、従業員に対して手洗い、うがいを励行する等、衛生教育の徹底を図っています。</p> <p>利用者にも手洗い、うがいを励行させていただきます。</p>
感染症対策	<p>〇ー157、ノロウイルス、インフルエンザ及びコロナウイルス等の感染症対策を実施、従業員に周知徹底しています。</p> <p>感染症の発生又はまん延を防止するための指針を整備し、従業員へ衛生管理に関する研修及び感染症の発生又はまん延防止、対応についての研修、訓練を行います。</p> <p>※感染症の発生又はまん延防止対策委員会を6か月に1回開催します。</p>

### 1 4 運営推進会議の概要

運営推進会議の目的	利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、松山市の職員及び事業所が所在する日常生活圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会を設置し、活動状況を報告し評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。
委員の構成	地域代表 地区民生委員 職員 行政職員（地域包括支援センター職員含む） 家族の代表 その他
開催時期	おおむね2ヶ月に1回開催します。

### 1 5 虐待防止について

虐待防止等のための取り組み	<p>事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待等の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。</p> <p>① 虐待を防止するための指針を整備します。</p> <p>② 虐待を防止するための従業員に対する定期的な研修を実施します。</p> <p>③ 虐待を防止するための従業員に対する定期的な研修を実施します。</p> <p>※虐待防止対策検討委員会を定期的に開催します。</p>
虐待防止に関する担当者	管理者 竹田 友和

### 1 6 サービスの第三者評価の実施状況

実施・公開状況	あり	ホーム内に掲示・WAMNETに掲載
実施日	令和6年9月19日	
実施機関	特定非営利法人 JMACS	

## 17. ハラスメント防止対策について

ハラスメントに対する方針	ハラスメント行為は、利用者及び従業員を含むすべての者の人権にかかわる問題であり、事業者は、ハラスメント行為を断じて許さず、すべての者が互いに尊重し合える、安全で快適な事業所の環境作りに取り組みます。このため、次のハラスメント防止のための取り組みを行い、管理者を始めとする全従業員は、研修などにより、ハラスメントに関する知識や対応能力を向上させ、そのような行為を発生させない、許さない事業所づくりを心掛けるものとします。
ハラスメント防止のための取り組み	<p>事業者は、従業員の安全確保と安心して働ける事業所環境の構築に必要な措置を講じます。</p> <p>① 事業所内で優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える行為を許容しません。</p> <p>② ハラスメントに関する相談及び苦情処理の相談窓口担当を決め全従業員に周知します。</p> <p>③ 研修を通じて、ハラスメントに対する理解を深めると共に、管理者による定期的な面談により、現場におけるハラスメントの発生状況の把握に努めます。</p> <p>④ ハラスメント行為が認められた場合、問題解決の措置として、懲戒処分の他、労働条件及び就業環境を改善するために必要な措置を講じます。</p>

## 18 当施設における苦情の受付について

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受付、当法人の定める苦情解決実施要綱に基づき迅速に対応いたします。事業所入口に「苦情解決実施に関する指針」を掲示しておりますのでご参照ください。事業所もしくは、従業員等に対しての口頭で言えない苦情については、事業所に意見箱がございますので、文書での提出も可能です。

苦情については、事業所側より書面・口頭にて処理報告いたします。近隣住民から苦情処理にも対応しておりますので、ご家族に覚えがない場合でも、ご協力をお願いする場合があります。また、苦情申立がありましたら、職員会議を開き、改善をし、その結果を通知、若しくは掲示します。

苦情受付窓口		職名・氏名	
		管理者 竹田 友和	
TEL	089-976-2681	受付時間	月～金 8:30～17:30

上記以外の連絡先

苦情受付窓口	電話
松山市役所 指導監査課 ※土日祝日を除く 8時30分から 17時15分 ※12月29日～1月3日を除く	TEL 089-948-6968
愛媛県国民健康保険団体連合会 ※土日祝日を除く 8時30分から 17時15分 ※12月29日～1月3日を除く	TEL 089-968-8700
愛媛県福祉サービス運営適正化委員会 ※土日祝日を除く 9時から 12時、13時から 16時30分 ※12月29日～1月3日を除く	TEL 089-998-3477

## 19 その他

事業者は介護に直接携わる全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じ、また従業者の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設け、業務の執行体制についても検証し、常に最適なものとなるよう努めます。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 定期研修 随時

松山市外の介護保険被保険者又はその家族から事業所のサービスを利用したい旨の申し出があった場合には、地域密着型サービスの趣旨並びに松山市の介護保険被保険者に限って利用できるサービスであることを説明し理解を得ます。

利用者の現員等から利用申込みに応じられない場合、その他利用申込者に対し自ら適切な認知症対応型共同生活介護を提供することが困難と認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者への連絡、適当な他の認知症対応型共同生活介護事業者等を紹介その他必要な措置を速やかに講じます。

事業者は、介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を行います。

事業所の運営規程の概要などの重要事項などについては、原則として事業所内での書面掲示に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、令和7年度までに重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表を行います。

その他特に取り決めのない事項は、よりよい環境で暮らしていただくために、利用者及びご家族と事業所の三者協議において、随時話し合いで解決していきたいと思っております。三者とも満足できる、よりよい事業所作りのために、ご協力とご理解をお願いいたします。

なお、この説明書はよりよい事業所を目指すために、任意に内容を変更いたします。また変更内容は、その都度説明を致します。

以上、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

重要事項説明書の内容説明を受け、了承いたしました。

契約者 \_\_\_\_\_ 令和 年 月 日

利用者氏名	_____ ㊟ (性別) 男・女		
住所	〒 _____	生年月日	明・大・昭 年 月 日
被保険者証番号		要介護度	要支援 2 要介護 1・2・3・4・5
要介護認定の有効期限	_____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日		
認知症診断名			
診断医師名		診断年月日	_____ 年 月 日

契約者家族または代理人

氏名	_____ ㊟ (利用者との関係)		
住所	〒 _____	電話	( ) _____

身元引受人 (契約者家族または代理人と同じ場合は同上と記入)

氏名	_____ ㊟ (利用者との関係)		
住所	〒 _____	電話	( ) _____

事業者

事業者名	社会福祉法人 砥部寿会 グループホーム里山 TEL 089-976-2681
事業所所在地	松山市鷹子町乙402-9
管理者名	管理者 竹田 友和 ㊟

利用開始日	_____ 令和 年 月 日
-------	----------------